

2010年7月20日

時間外労働に関する労使協定改定についての申し入れ

国立大学法人徳島大学長
香川 征 殿

常三島地区過半数代表者 中嶋信
蔵本地区過半数代表者 石村和敬

拝啓

日々徳島大学の発展のためご尽力のことと拝察いたします。

さて、現在締結されている「時間外労働についての労使協定」(いわゆる三六協定)は、来る9月末日に期限を迎え、改定が予定されています。

現在、本学における36協定の特別条項は、月80時間を6回までなどとなっております。これはいわゆる「過労死認定基準」と同等の時間外労働時間であり、社会通念上も好ましいものとはいえません。

また、平成15年10月22日基発第1022003号により、「特別条項」の適用事由につきまして、「特別の事情」とは臨時的なものに限ることを明確にすることが定められました。本学における現在の特別条項の適用事由の多くは日常的な業務であり、計画的に業務を遂行すれば過剰な時間外労働の必要がないと思われるようなものであります。

さらに、この4月より労働基準法が改正され、

： 限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3か月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること

： の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること

： そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

が定められました。こうした改定および上記の事情を踏まえ、徳島大学過半数代表者としては、添付のとおり労使協定案を提示します。

下記の案をもとに、労使協定締結に先立って労使協議を行いたいと思いますので、いくつか日程の候補を出していただきたく存じます。おおむね2週間程度でご回答いただけますよう、お願い申し上げます。

蒸し暑い日が続きます。ご自愛くださいますよう。

敬具

時間外労働（特別条項）に関する労使協定書

国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）と国立大学法人徳島大学職員過半数代表者とは、時期により業務の運営上臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行うことが予想されるため、下記のとおり特別条項を設けることを協定する。

記

一定期間についての延長時間は、1ヶ月45時間とする。ただし、臨時的に大学の業務運営上、表1に掲げる業務に携わることが不可避である場合は、その旨を過半数代表者に通知し、その理由や今後の改善策を説明した上で、1日、1ヶ月及び1年間の時間外労働の時間を、表1に定めるとおり延長することができる。この場合、1ヶ月の延長時間をさらに延長する回数は、1年に6回までとする。なお、月45時間または1年間で360時間を超えた分の割増賃金率は50%とする。

本協定の有効期間は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までとする。

表1

臨時的に行う業務内容とその事由	1日の 延長時間	1ヶ月の 延長時間	1年間の 延長時間
(1) 予算、決算、調達、契約に関する業務であって、年度末など限られた期日内に業務を行う必要があるとき。	4 時間	60 時間	450 時間
(2) 入学試験のために、限られた期日内に業務を行う必要があるとき。			
(3) 学生の入学手続き、履修登録、成績の確定のために、限られた期日内に業務を行う必要があるとき。			

以上

平成22年9月 日

国立大学法人徳島大学常三島地区過半数代表者 中嶋 信 印
国立大学法人徳島大学長 香川 征 公印

時間外労働（特別条項）に関する労使協定書

国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）と国立大学法人徳島大学職員過半数代表者とは、時期により業務の運営上臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行うことが予想されるため、下記のとおり特別条項を設けることを協定する。

記

一定期間についての延長時間は、1ヶ月45時間とする。ただし、臨時的に大学の業務運営上、表1に掲げる業務に携わることが不可避である場合は、その旨を過半数代表者に通知し、その理由や今後の改善策を説明した上で、1日、1ヶ月及び1年間の時間外労働の時間を、表1に定めるとおり延長することができる。この場合、1ヶ月の延長時間をさらに延長する回数は、1年に6回までとする。なお、月45時間または1年間で360時間を超えた分の割増賃金率は50%とする。

本協定の有効期間は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までとする。

表1

臨時的に行う業務内容とその事由	1日の 延長時間	1ヶ月の 延長時間	1年間の 延長時間
(1) 予算、決算、調達、契約に関する業務であって、年度末など限られた期日内に業務を行う必要があるとき。	4 時間	60 時間	450 時間
(2) 入学試験のために、限られた期日内に業務を行う必要があるとき。			
(3) 学生の入学手続き、履修登録、成績の確定のために、限られた期日内に業務を行う必要があるとき。			

以上

平成22年9月 日

国立大学法人徳島大学蔵本地区過半数代表者 石村 和敬 印
国立大学法人徳島大学長 香川 征 公印